

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町条例第19号

聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例

聖籠町介護保険条例（平成12年聖籠町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度から令和2年度まで」に改め、同条第2項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「29,700円」を「23,760円」に改め、同条第3項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「29,700円」を「23,760円」に、「49,500円」を「39,600円」に改め、同条第4項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「29,700円」を「23,760円」に、「57,420円」を「55,440円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の聖籠町介護保険条例第7条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。